

証 書 の 再 交 付 申 請 書

令和 年 月 日

広 島 県 知 事 様

住 所

氏 名

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則第 37 条又は第 46 条，第 50 条，第 54 条及び第 63 条において準用する第 37 条の規定によって申請します。

再 交 付 申 請 の 理 由		破 っ た ・ 汚 損 し た ・ 失 っ た	
手 当 種 別	医 療 特 別 手 当 特 別 手 当 原 子 爆 弾 小 頭 症 手 当 健 康 管 理 手 当 保 健 手 当	証 書 記 号 番 号	広 医 特 広 特 広 小 第 号 広 健 広 保
紛 失 年 月 日		令 和 年 月 日	

【添付書類】 理由が，破った・汚損した場合は，破り・汚損した医療特別手当・特別手当・原子爆弾小頭症手当・健康管理手当又は保健手当の証書

-
- 【注 意】 1 失った医療特別手当証書・特別手当証書・原子爆弾小頭症手当証書・健康管理手当又は保健手当証書を発見したときは，速やかにこれを返納しなければならないこと。
- 2 新たな医療特別手当証書・特別手当証書・原子爆弾小頭症手当証書・健康管理手当又は保健手当証書が交付されたときは，従前の証書はその効力を失うこと。